

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第70条第1項
許認可等の種類	指定居宅サービス事業者の指定
法令の定め	第70条第1項 第41条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所ごとに行う。
審査基準	北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に指定する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部社会福祉課 " 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号：011-231-4111(内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第70条の2第1項
許認可等の種類	指定居宅サービス事業者の指定の更新
法令の定め	第70条の2第1項 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
審査基準	北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に指定を更新する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部社会福祉課 " 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号：011-231-4111(内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法		
根拠条項	第86条第1項		
許認可等の種類	指定介護老人福祉施設の指定		
法令の定め	<p>第86条第1項</p> <p>第48条第1項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であって、都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて行う。</p>		
審査基準	北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に指定する。		
標準処理期間	総期間	14日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	14日・丹	( )
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課		
申請先	同上		
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号：011-231-4111(内線25-226))		
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法		
根拠条項	第86条の2第1項		
許認可等の種類	指定介護老人福祉施設の指定の更新		
法令の定め	第86条の2第1項 第48条第1項第1号の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。		
審査基準	北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に指定を更新する。		
標準処理期間	総期間	14日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	14日・丹	( )
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課		
申請先	同上		
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号：011-231-4111(内線25-226))		
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>		

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 29 年 10 月 1 日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第 94 条第 1 項
許認可等の種類	介護老人保健施設の開設許可
法令の定め	第 94 条第 1 項 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に許可する。
標準処理期間	総期間 18 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 4 日・丹 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14 日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局 (振興局) 保健環境部保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ (電話番号：011-231-4111 (内線25-226))
備考	経由機関 (小樽市所在施設) 市立保健所 (公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 29 年 10 月 1 日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第 94 条第 2 項
許認可等の種類	介護老人保健施設の変更許可
法令の定め	第 94 条第 2 項 介護老人保健施設を開設した者が、当該介護老人保健施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。
審査基準	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に変更の許可を行う。
標準処理期間	総期間 18 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 4 日・丹 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14 日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局 (振興局) 保健環境部保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ (電話番号：011-231-4111 (内線25-226))
備考	経由機関 (小樽市所在施設) 市立保健所 (公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第94条の2第1項
許認可等の種類	介護老人保健施設の開設許可の更新
法令の定め	第94条の2第1項 前条第1項の許可は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
審査基準	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に許可を更新する。
標準処理期間	総期間 18日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 4日・丹 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号：011-231-4111(内線25-226))
備考	経由機関 (小樽市所在施設) 市立保健所 (公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 29 年 10 月 1 日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第 95 条第 1 項
許認可等の種類	介護老人保健施設の管理者の承認
法令の定め	第 95 条第 1 項 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。
審査基準	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に管理者の承認を行う。
標準処理期間	総期間 18 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 4 日・丹 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14 日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局 (振興局) 保健環境部保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ (電話番号：011-231-4111 (内線25-226))
備考	経由機関 (小樽市所在施設) 市立保健所 (公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第95条第2項
許認可等の種類	介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認
法令の定め	第95条第2項 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。
審査基準	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件、その他医師が管理者となることが不可能な個別の事情について具体的に確認し、必要と認められる場合、管理者の承認を行う。
標準処理期間	総期間 18日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 4日・丹 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号：011-231-4111(内線25-226))
備考	経由機関(小樽市所在施設) 市立保健所 (公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法		
根拠条項	第98条第1項		
許認可等の種類	介護老人保健施設に関して広告できる事項の許可		
法令の定め	<p>第98条第1項</p> <p>介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。</p> <p>一 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項</p> <p>二 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名</p> <p>三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項</p> <p>四 その他都道府県知事の許可を受けた事項</p>		
審査基準	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件と申請内容と照らしたうえ、要件を満たした場合、広告を許可する。		
標準処理期間	総期間	18日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	4日・丹	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	14日・丹	( )
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課		
申請先	同上		
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-226））		
備考	<p>経由機関（小樽市所在施設） 市立保健所</p> <p>(公表アドレス)</p> <p><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a></p>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第107条の2第1項(旧法)
許認可等の種類	指定介護療養型医療施設の指定の更新
法令の定め	第107条の2第1項 第48条第1項第3号の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
審査基準	北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の基準を満たした場合に指定を更新する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号: 011-231-4111(内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第108条第1項(旧法)
許認可等の種類	指定介護療養型医療施設の指定変更承認
法令の定め	第108条第1項 指定介護療養型医療施設の開設者は、第48条第1項第三号の指定に係る療養病床等の入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定介護療養型医療施設に係る同号の指定の変更を申請することができる。
審査基準	北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の基準を満たした場合に変更許可を行う。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号: 011-231-4111(内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年2月6日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第107条第1項
許認可等の種類	介護医療院の開設許可
法令の定め	第107条第1項 介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に許可する。
標準処理期間	総期間 18日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 4日・丹 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ (電話番号：011-231-4111 (内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年2月6日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第107条第2項
許認可等の種類	介護医療院の変更許可
法令の定め	第107条第2項 介護医療院を開設した者が、当該介護医療院の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。
審査基準	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に変更の許可を行う。
標準処理期間	総期間 18日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 4日・丹 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ (電話番号：011-231-4111 (内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年2月6日作成)

法令名	介護保険法		
根拠条項	第108条第1項		
許認可等の種類	介護医療院の開設許可の更新		
法令の定め	第108条第1項 前条第1項の許可は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。		
審査基準	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に許可を更新する。		
標準処理期間	総期間	18日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	4日・丹	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	14日・丹	( )
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課		
申請先	同上		
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-226））		
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年2月6日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第109条第1項
許認可等の種類	介護医療院の管理者の承認
法令の定め	第109条第1項 介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護医療院を管理させなければならない。
審査基準	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に管理者の承認を行う。
標準処理期間	総期間 18日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 4日・丹 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室企画総務課 // 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号: 011-231-4111(内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年2月6日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第109条第2項
許認可等の種類	介護医療院の医師以外の管理者の承認
法令の定め	第109条第2項 前項の規定にかかわらず、介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護医療院を管理させることができる。
審査基準	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件、その他医師が管理者となることが不可能な個別の事情について具体的に確認し、必要と認められる場合、管理者の承認を行う。
標準処理期間	総期間 18日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 4日・丹 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号：011-231-4111(内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年2月6日作成)

法令名	介護保険法		
根拠条項	第112条第1項		
許認可等の種類	介護医療院に関して広告できる事項の許可		
法令の定め	<p>第112条第1項</p> <p>介護医療院に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。</p> <p>一 介護医療院の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項</p> <p>二 介護医療院に勤務する医師及び看護師の氏名</p> <p>三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項</p> <p>四 その他都道府県知事の許可を受けた事項</p>		
審査基準	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件と申請内容と照らしたうえ、要件を満たした場合、広告を許可する。		
標準処理期間	総期間	18日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	4日・丹	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	14日・丹	( )
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課		
申請先	同上		
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-226））		
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第115条の2第1項
許認可等の種類	指定介護予防サービス事業者の指定
法令の定め	第115条の2第1項 第53条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、介護予防サービス事業を行う者の申請により、介護予防サービスの種類及び当該介護予防サービスの種類に係る介護予防サービス事業を行う事業所ごとに行う。
審査基準	北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の要件を満たした場合に指定する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部社会福祉課 " 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号：011-231-4111(内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第115条の11
許認可等の種類	指定介護予防サービス事業者の指定の更新
法令の定め	第115条の11 第70条の2、第71条及び第72条の規定は、第53条第1項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
審査基準	北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の要件を満たした場合に指定を更新する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 14日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部社会福祉課 " 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号：011-231-4111(内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	老人福祉法
根拠条項	第15条第4項
許認可等の種類	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の設置認可
法令の定め	第15条第4項 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。
審査基準	北海道養護老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に認可する。
標準処理期間	総期間 28日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 28日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号：011-231-4111(内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	老人福祉法
根拠条項	第16条第3項
許認可等の種類	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の廃止等の認可
法令の定め	第16条第3項 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	北海道養護老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例等の定めるところにより、廃止又は休止に伴う措置の変更等が適切に行われること等により現に入所している者に対する処遇が低下しないことを審査する。
標準処理期間	総期間 28日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 28日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号：011-231-4111(内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第36条
許認可等の種類	指定障害福祉サービス事業者の指定
法令の定め	第36条 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、厚生労働省の定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所ごとに行う。
審査基準	北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の要件を満たした場合に認可する。
標準処理期間	総期間 14日・丹(注:休日は含まない) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 14日・丹( )
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先等	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号:011-231-4111(内線25-227))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
根拠条項	第37条		
許認可等の種類	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更		
法令の定め	<p>第37条</p> <p>指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。）は、第29条第1項の指定に係る障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス事業に係る同項の指定の変更を申請することができる。</p>		
審査基準	北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の要件を満たした場合に変更の認可を行う。		
標準処理期間	総期間	14日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	14日・月	( )
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課		
申請先等	同上		
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-227））		
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第38条
許認可等の種類	指定障害者支援施設の指定
法令の定め	第38条 第29条第1項の指定障害者支援施設の指定は、厚生労働省の定めるところにより、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行う。
審査基準	北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に指定する。
標準処理期間	総期間 14日・丹(注:休日は含まない。) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 14日・丹( )
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先等	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号:011-231-4111(内線25-227))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第39条
許認可等の種類	指定障害者支援施設の指定の変更
法令の定め	第39条 指定障害者支援施設の設置者は、第29条第1項の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は当該指定に係る入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害者支援施設に係る同項の指定の変更を申請することができる。
審査基準	北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に指定の変更を行う。
標準処理期間	総期間 14日・丹(注:休日は含まない) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 14日・丹( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部社会福祉課
申請先等	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号:011-231-4111(内線25-227))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第41条
許認可等の種類	指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新
法令の定め	第41条 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。
審査基準	次に掲げる基準等の要件を満たしている場合、指定を更新する。 ・ 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ 北海道指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
標準処理期間	総期間 14日・丹(注:休日は含まない) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 14日・丹( )
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先等	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号:011-231-4111(内線25-227))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第51条の19
許認可等の種類	指定一般相談支援事業者の指定
法令の定め	第51条の19 第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定は、厚生労働省の定めるところにより、一般相談支援事業を行う者の申請により、地域相談支援の種類及び一般相談支援事業を行う事業所ごとに行う。
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準を満たした場合に指定する。
標準処理期間	総期間 14日・丹(注:休日は含まない) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 14日・丹( )
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先等	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号:011-231-4111(内線25-227))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第51条の21
許認可等の種類	指定一般相談支援事業者の指定の更新
法令の定め	第51条の21 第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。
審査基準	次に掲げる基準等の要件を満たしている場合、指定を更新する。 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
標準処理期間	総期間 14日・丹(注: 休日は含まない) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 14日・丹( )
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部社会福祉課
申請先等	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号: 011-231-4111(内線25-227))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第31条第1項
許認可等の種類	社会福祉法人の定款の認可
法令の定め	<p>第31条第1項 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>一 目的 二 名称 三 社会福祉事業の種類 四 事務所の所在地 五 評議員及び評議員会に関する事項 役員に関する事項 六 役員（理事及び監事をいう）の定数その他役員に関する事項 七 理事会に関する事項 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 九 資産に関する事項 十 会計に関する事項 十一 公益事業を行う場合には、その種類 十二 収益事業を行う場合には、その種類 十三 解散に関する事項 十四 定款の変更に関する事項 十五 公告の方法</p>
審査基準	社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱 (昭和62年4月1日民総第1号)
標準処理期間	<p>総期間 24日・丹（注：休日は含まない。）          経由機関 日・月（ ）          協議機関 日・月（ ）          処分機関 24日・丹（ ）</p>
処分担当課	各総合振興局（振興局）所管法人 ～各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課 本庁所管法人～保健福祉部福祉局施設運営指導課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課法人運営グループ（電話：011-231-4111（内線25-213））
備考	<p>【所管法人】 各総合振興局（振興局）所管法人～各総合振興局（振興局）管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く） 本庁所管法人～総合振興局（振興局）、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び2つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内に所在するもの）</p> <p>(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a></p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法	
根拠条項	第45条の36第2項	
許認可等の種類	社会福祉法人の定款変更の認可	
法令の定め	第45条の36第2項 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
審査基準	社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱 (昭和62年4月1日民総第1号)	
標準処理期間	総期間	20日・丹（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月（ ）
	協議機関	日・月（ ）
	処分機関	20日・丹（ ）
処分担当課	各総合振興局（振興局）所管法人 ～各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課 本庁所管法人～保健福祉部福祉局施設運営指導課	
申請先	同上	
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課法人運営グループ（電話：011-231-4111（内線25-213））	
備考	【所管法人】 各総合振興局（振興局）所管法人～各総合振興局（振興局）管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く） 本庁所管法人～総合振興局（振興局）、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び2つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内に所在するもの）  (公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第46条第2項
許認可等の種類	社会福祉法人の解散の認可又は認定
法令の定め	第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。 一 評議員会の決議 二 定款に定めた解散事由の発生 三 目的たる事業の成功の不能 四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。） 五 破産手続開始の決定 六 所轄庁の解散命令 2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。
審査基準	社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱 (昭和62年4月1日民総第1号)
標準処理期間	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であつて、あらかじめ標準処理期間の設定が困難
処分担当課	各総合振興局（振興局）所管法人 ～各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課 本庁所管法人～保健福祉部福祉局施設運営指導課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課法人運営グループ（電話：011-231-4111（内線25-213））
備考	【所管法人】 各総合振興局（振興局）所管法人～各総合振興局（振興局）管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く） 本庁所管法人～総合振興局（振興局）、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び2つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内に所在するもの）  (公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第50条第3項、第54条の6第2項
許認可等の種類	社会福祉法人の合併の認可
法令の定め	第50条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって、その効力を生ずる。 2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務を承継する。 3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。  第54条の6 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務を承継する。 2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
審査基準	社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱 (昭和62年4月1日民総第1号)
標準処理期間	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難
処分担当課	各総合振興局(振興局)所管法人 ～各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 本庁所管法人～保健福祉部福祉局施設運営指導課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課法人運営グループ(電話:011-231-4111(内線25-213))
備考	【所管法人】 各総合振興局(振興局)所管法人～各総合振興局(振興局)管内(政令指定都市を除く)のみで事業を行う法人(法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く) 本庁所管法人～総合振興局(振興局)、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人(法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く)及び2つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人(法人の主たる事務所が道内に所在するもの)  (公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

法令名	社会福祉法
根拠条項	第55条の2第1項
許認可等の種類	社会福祉充実計画の承認
法令の定め	<p>第55条の2第1項</p> <p>社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第3項第一号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第一号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第11項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。</p> <p>一 当該会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額</p> <p>二 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p>
審査基準	<p>社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準</p> <p>平成29年1月24日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」</p>
標準処理期間	新設された処分であることから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難。
処分担当課	<p>各総合振興局（振興局）所管法人</p> <p>～各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課</p> <p>本庁所管法人～保健福祉部福祉局施設運営指導課</p>
申請先	同上
問い合わせ先	<p>保健福祉部福祉局</p> <p>施設運営指導課法人運営グループ（電話：011-231-4111（内線25-213））</p>
備考	<p>【所管法人】</p> <p>各総合振興局（振興局）所管法人～各総合振興局（振興局）管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く）</p> <p>本庁所管法人～総合振興局（振興局）、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び2つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内に所在するもの）</p> <p>(公表アドレス)</p> <p><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a></p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第55条の3第1項
許認可等の種類	社会福祉充実計画の変更の承認
法令の定め	第55条の3第1項 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
審査基準	社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 平成29年1月24日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」
標準処理期間	新設された処分であることから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難。
処分担当課	各総合振興局（振興局）所管法人 ～各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課 本庁所管法人～保健福祉部福祉局施設運営指導課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課法人運営グループ（電話：011-231-4111（内線25-213））
備考	【所管法人】 各総合振興局（振興局）所管法人～各総合振興局（振興局）管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く） 本庁所管法人～総合振興局（振興局）、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び2つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内に所在するもの）  (公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第55条の4
許認可等の種類	社会福祉充実計画の終了の承認
法令の定め	第55条の4 第55条の2第1項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。
審査基準	社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 平成29年1月24日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」
標準処理期間	新設された処分であることから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難。
処分担当課	各総合振興局（振興局）所管法人 ～各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課 本庁所管法人～保健福祉部福祉局施設運営指導課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課法人運営グループ（電話：011-231-4111（内線25-213））
備考	【所管法人】 各総合振興局（振興局）所管法人～各総合振興局（振興局）管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く） 本庁所管法人～総合振興局（振興局）、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び2つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内に所在するもの）  (公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第62条第2項
許認可等の種類	軽費老人ホームの設置許可
法令の定め	第62条第2項 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を経営しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	社会福祉法第62条第4項及び第65条第1項の規定による基準並びに北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たした場合に設置許可を行う。
標準処理期間	総期間 28日・丹(注:休日は含まない。) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 28日・丹( )
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ(電話番号:011-231-4111(内線25-226))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 29 年 10 月 1 日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第 63 条第 2 項
許認可等の種類	軽費老人ホームの変更許可
法令の定め	第 63 条第 2 項 前条第 2 項の規定による許可を受けた者は、同条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 7 号並びに同条第 3 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	社会福祉法第 62 条第 4 項及び第 65 条第 1 項の規定による基準並びに北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たした場合に変更許可を行う。
標準処理期間	総 期 間                    28 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関                    日・月 (                    ) 協議機関                    日・月 (                    ) 処分機関                    28 日・丹 (                    )
処分担当課	各総合振興局 (振興局) 保健環境部社会福祉課
申請先	同 上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ (電話番号：011-231-4111 (内線25-226))
備 考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第62条第2項
許認可等の種類	社会事業授産施設の設置許可
法令の定め	第62条第2項 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	社会福祉法第62条第4項及び第65条第1項の規定による基準並びに北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たした場合に設置許可を行う。 ※ 社会事業授産施設については、生活保護法第38条に規定する「授産施設」に準じて取り扱う(平成25年3月27日付け福祉第2396号北海道保健福祉部長通知)
標準処理期間	過去の許可実績が少ないことから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課法人運営グループ(電話番号:011-231-4111(内線25-215))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第63条第2項
許認可等の種類	社会事業授産施設の変更許可
法令の定め	第63条第2項 前条第2項の規定による許可を受けた者は、同条第1項第4号、第5号及び第7号並びに同条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	社会福祉法第62条第4項及び第65条第1項の規定による基準並びに北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たした場合に設置許可を行う。 ※ 社会事業授産施設については、生活保護法第38条に規定する「授産施設」に準じて取り扱う(平成25年3月27日付け福祉第2396号北海道保健福祉部長通知)
標準処理期間	過去の許可実績が少ないことから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課法人運営グループ(電話番号:011-231-4111(内線25-215))
備考	(公表アドレス) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</a>